

中小企業・  
小規模事業者  
の皆さまへ

はじめまして

# 埼玉県 信用保証協会

です。

## 埼玉県信用保証協会 3つの安心

### 公的な保証機関

事業に関する資金調達を  
公的保証でサポート

### 4万者以上の 企業が利用中

県内の中小企業・小規模事業者  
のうち4万者以上が  
当協会を利用中

### 保証利用後のサポート

ご利用いただいている  
お客さまの事業経営を  
サポート

## 信用保証協会とは

「信用保証協会法」に基づき運営している公的機関で、全国に51の信用保証協会があります。

中小企業・小規模事業者の皆さまが、事業経営に必要な資金を金融機関から借入れする際に、その保証をすることで資金調達を円滑にしています。

また、ご利用いただいているお客さまの様々な声に耳を傾け、その想いの実現を目指す経営支援も行っています。

## 埼玉県信用保証協会 のプロフィール

設立年月：1949年6月

主務大臣：内閣総理大臣  
経済産業大臣

保証債務残高\*：7,635億円

利用企業者数：45,760企業

※ 当協会が保証している残高の合計  
(2019年12月末現在)

## 当協会をご利用いただけるお客さま

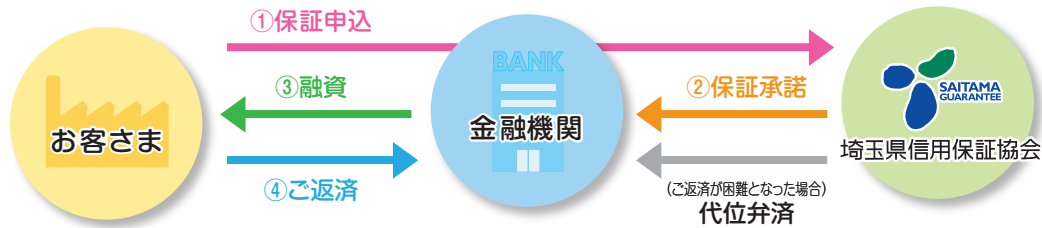
埼玉県内に事業所がある、もしくは居住している方で右表の資本金または常時使用する従業員のいずれか一方を満たしているお客さまにご利用いただけます。

※政令特別業種を営む方については、要件が異なります  
 ※ほとんどの業種が対象となりますが、一部の業種、営業形態によりご利用いただけない場合があります  
 ※許可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です

保証申込人や連帯保証人が暴力団等の反社会的勢力である場合は、一切保証いたしません

業種	資本金	従業員数	
小売業(飲食業を含む)	5千万円以下	50人以下	
サービス業		100人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
製造業(運送業・建設業・鉱業を含む)	3億円以下	300人以下	
医業	-	法人	300人以下
		個人事業者	100人以下

## 信用保証の仕組みとご利用の流れ



① 保証申込 金融機関を通じてお申込みいただけます

② 保証承諾 信用保証協会は、事業内容や経営計画等を踏まえ、保証の諾否を決定し、金融機関に連絡します

③ 融資 金融機関は保証内容に基づいて、融資を実行します

④ 返済 融資条件に基づき、金融機関に返済していただきます

※返済が困難となった場合

信用保証協会は、お客さまに代わって金融機関へ返済します(このことを代位弁済といいます)。その後は、信用保証協会に返済していただきます。

## 信用保証料について

信用保証のご利用にあたってお客さまにご負担いただくのは、信用保証料のみです。

これは、信用保証協会が保証を行う対価としてお客さまにご負担いただくものです。

その計算に用いる信用保証料率は、下表のとおり9段階に区分されており、お客さまの財務内容等に基づき、適用する信用保証料率が決まります(貸借対照表を作成していないお客さまについては、信用保証料率区分5が適用されます)。

信用保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
一般的な信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※県・市町村と連携し取り扱っている保証制度は政策的観点から割安な信用保証料率が適用されるなど、ご利用いただく保証制度によっては、別に定めた信用保証料率が適用されます。

### 信用保証料の各種負担軽減措置をご用意しています

- 有担保保証割引
- 信用保証料分割納付制度
- 会社法に基づく「会計参与」を設置している会社への割引

信用保証料の詳細は、当協会ホームページをご覧ください



■ お支払いいただいた信用保証料は、税金の計算上、損金に算入することができます。

### 窓口のご案内

本店営業部	保証一課	048-647-4721
	保証二課	048-647-4722
熊谷支店	保証課	048-521-5221
川越支店	保証課	049-249-1681
春日部支店	保証課	048-731-7311

創業を予定されている方、創業して間もない方はこちらへ  
 創業サポートデスク 048-729-7911

当協会ホームページもご覧ください

埼玉県信用保証協会

検索

